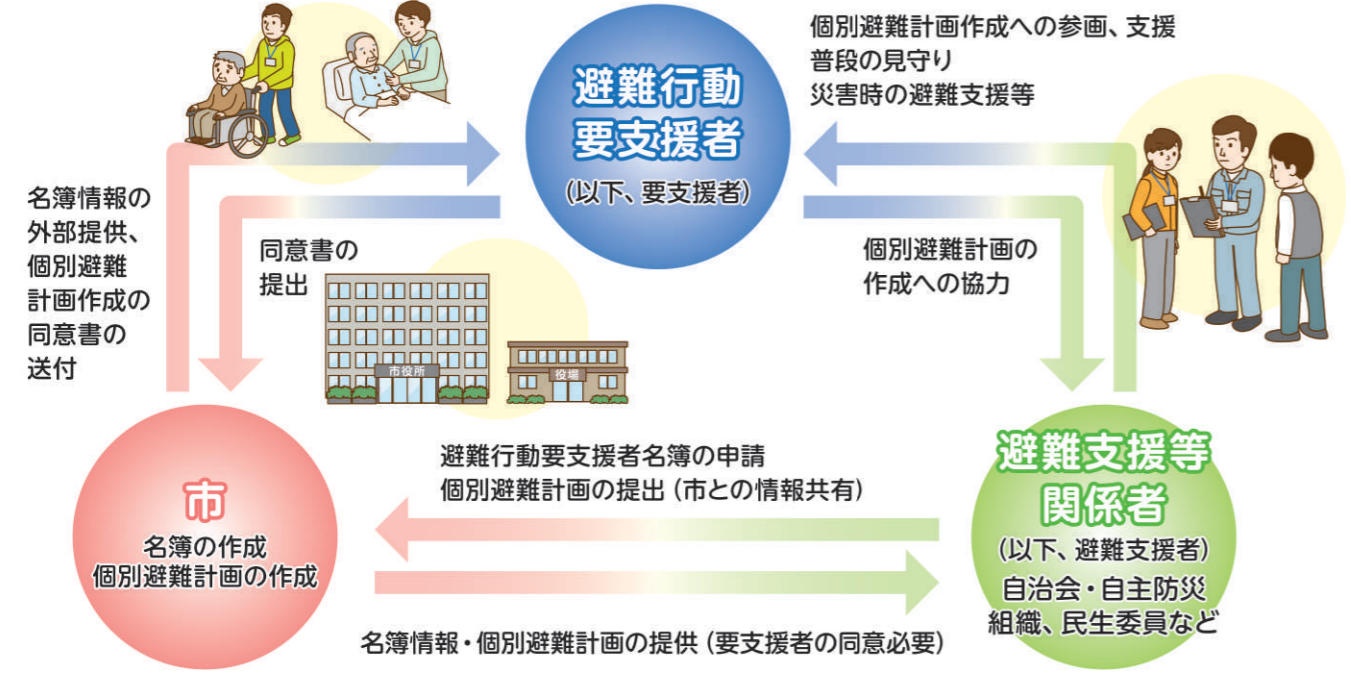




# 避難行動要支援者支援ガイド

## 避難行動要支援者支援制度の仕組みとは

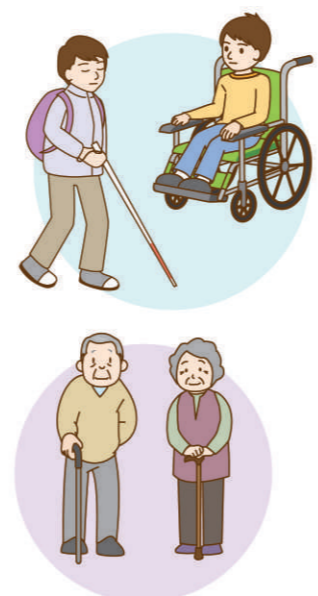
高齢者や障がいのある人など、災害発生時に支援を必要とする人（避難行動要支援者）に対して、自治会・自主防災組織、民生委員、近隣住民など「避難支援等関係者」が連携して支援をしていく制度のことです。この制度は、市が「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から地域の避難支援等関係者に提供して、この情報をもとに地域の支え合いで避難行動要支援者を支援するものです。



## ● 避難行動要支援者とは

災害時に自分で安全な場所へ避難することが難しい人たちのことです。市では、在宅で次のいずれかに該当する人を対象範囲とし、とくに避難に支援を要する方を「避難行動要支援者」とし、名簿に登録しています。

障がいのある人	身体障害者手帳1級・2級の方 療育手帳(A) またはAの方 精神障害者保健福祉手帳1級の方
要介護の人	要介護認定1～5までに該当する方
高齢者	高齢者のみの世帯の方 (75歳以上)
難病の人	市の生活支援を受けている難病患者 市の生活支援を受けている小児慢性特定疾病児童
その他	上記に準じる状態にあり、地域による支援が必要と認められる方



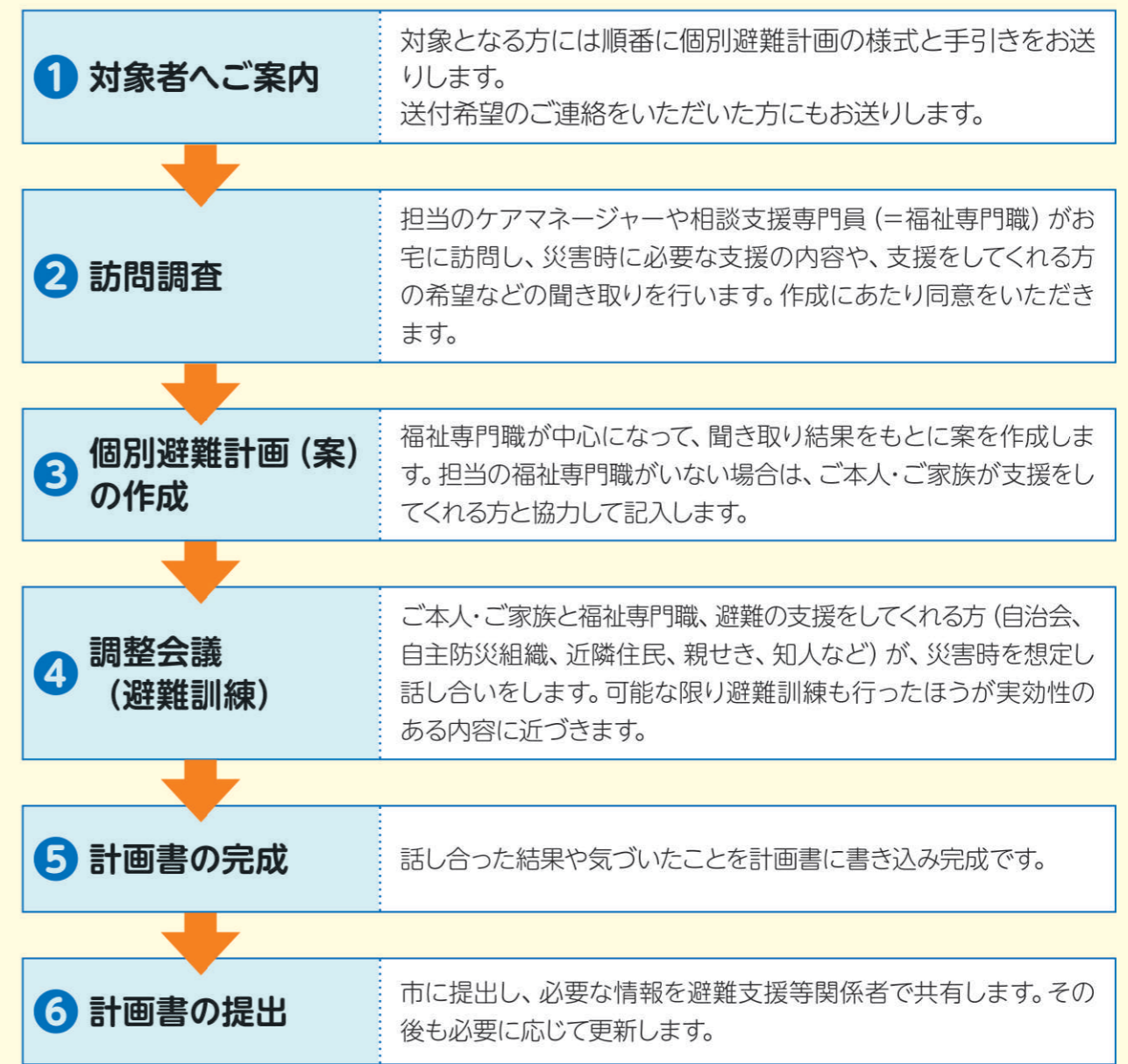
## ● 避難行動要支援者名簿とは

市では、要支援者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成・管理するほか、名簿を活用して、個別避難計画の作成や避難支援者への名簿情報の提供などを行っています。また、名簿情報の提供を受けた避難支援者は、日ごろからの要支援者の見守り活動や個別避難計画の作成への参画、災害時には安否確認や避難支援などに活用しています。

## 個別避難計画を作成しよう

地震や風水害などの自然災害が発生したとき、地域の住民が協力し、要支援者の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑にできるようにするための計画を「個別避難計画」といいます。個別避難計画を作成する際は、要支援者本人も参加し、支援者、避難所、避難方法について確認しておきましょう。

## 個別避難計画作成の流れ



### 避難の支援をしてくれる方（＝避難支援者）

自治会・自主防災組織や近隣住民、親族、知人などをお願いします。  
災害の時は避難支援者が被災し、支援を受けられないこともあります。避難支援者の方は、まずは自分自身と家族の安全の確保に努めてください。

### 避難先の考え方は

自宅（知人、親せき宅）の安全が確保できる場合は「在宅避難」も選択肢の一つです。  
●待避所等は「待避所一覧 (P.15)」を参考にしてください。